

# 文教厚生委員会 会議録

=====  
日 時 令和6年5月27日（月）  
午前10時開会、午後0時35分閉会  
場 所 第2委員会室

- 
- 1 開 会
  - 2 委員長挨拶
  - 3 協議事項
    - (1) 教育委員会関係
    - (2) 保健福祉部関係
    - (3) こども未来部関係
  - 4 その他
  - 5 閉 会

---

## 出席委員（8名）

委員長	矢口	勝雄
副委員長	田中	義法
委 員	吉田	千鶴子
委 員	鈴木	一彦
委 員	勝田	達也
委 員	福田	勝夫
委 員	平岡	房子
委 員	根本	法子

---

## 欠席委員（なし）

---

## 説明のため出席した者（25名）

保健福祉部長	羽生 元幸
社会福祉課長	坂本 英宣

障害福祉課長	白田 博規
高齢福祉課長	刈山 和幸
国保年金課長	武井 衛
健康増進課長	佐藤 千加子
こども未来部長	真家 達成
こども政策課長	中川 光美
こども包括支援課長	直井 洋明
保育課長	野中 佑起男
教育長	入野 浩美
教育部長	加藤 史子
参事	中島 健一郎
教育総務課長	塚本 富美代
学務課長	塚本 耕司
学校給食センター所長	小池 政幸
生涯学習課長	矢内 良則
図書館長	武藤 修美
文化振興課長	佐賀 憲一
博物館副館長	木塚 久仁子
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	比毛 君男
スポーツ振興課長	寺崎 敏彦
指導課長	岩田 幸一
行政経営課長	天貝 健一
行政経営課公共施設マネジメント推進室長	川中 信樹

---

事務局職員出席者

主 幹 高橋 陽平

---

傍聴者（なし）

---

○矢口委員長 新年度最初の文教厚生委員会ということですので、改めてよろしくお願いたします。協議に入る前に自己紹介を行いたいと思います。まず委員長、副委

員長、委員が順番に自己紹介をした後に執行部の皆様より機構順にお願いします。なお、発言の際はマイクの使用をお願いいたします。それでは、改めまして委員長を務めております矢口勝雄でございます。スムーズな議会運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中副委員長 副委員長を務めております田中でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田（千）委員 委員の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木委員 鈴木です。よろしくお願い致します。

○勝田委員 勝田でございます。よろしくお願いいたします。

○福田委員 福田と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○平岡委員 平岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○根本委員 根本です。よろしくお願いいたします。

○入野教育長 教育長の入野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤教育部長 4月より教育部長を拝命しました加藤です。よろしくお願いいたします。

○中島参事 教育委員会事務局参事の中島です。よろしくお願いいたします。

○塚本教育総務課長 教育総務課長の塚本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○塚本学務課長 学務課長の塚本です。よろしくお願いいたします。

○小池学校給食センター所長 学校給食センター所長の小池と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○矢内生涯学習課長 4月より生涯学習課長を拝命いたしました矢内と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○武藤図書館長 4月より図書館館長となりました武藤と申します。よろしくお願いいたします。

○佐賀文化振興課長 4月より文化振興課にまいりました佐賀と申します。よろしくお願いいたします。

○木塚博物館副館長 博物館副館長の木塚です。よろしくお願い致します。

○比毛上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長 上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長の比毛と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○寺崎スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の寺崎です。よろしくお願いいたします。

○岩田指導課長 4月より指導課長となりました岩田です。よろしくお願いいたします。

○矢口委員長 ありがとうございます。それでは、議案関係からになります。教育委員会の案件について協議を行います。資料はサイドブックの文教厚生委員会、令和6年、5月27開催、教育委員会をお願いいたします。まず土浦市教育支援委員会条例の一部改正について執行部より説明願います。

○塚本学務課長 サイドブックの資料①-1、こちらの1ページをお願いいたします。はじめに、条例改正の御説明の前に配慮が必要なお子さんの就学について説明をさせていただきます。小中義務教育学校には通常学級のほか知的情緒障害などの配慮が必要なお子さんが在籍しております支援学級がございます。さらに、より専門的な教育が必要なお子さんは、県立の特別支援学校へ就学してございます。本日、このようなお子さんの就学について調査審議を行い、お子さんに適した学習環境の助言等を行います土浦市教育支援委員会の体制強化に伴う改正を御説明させていただきます。それでは、土浦市教育支援委員会条例の一部改正について御説明いたします。1の改正の趣旨でございますが、インクルーシブ教育の理念を踏まえた特別支援教育をめぐる状況が変化する中、子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実がクローズアップされております。この学びの学習を図るため、特別支援教育に関わる関係機関が連携して早期からの一貫した教育支援を効果的に進めていく必要がございます。このような中、特別な教育的支援を必要とする子供たちの教育支援等の審議を行っております土浦市教育支援委員会の委員に特別支援学校の特別支援教育コーディネーター1名を新たに追加し、その豊富な経験と知識を活用したより専門性の高い議論を一層深めていくものでございます。また、教職員の特別支援教育に関する資質向上を促し、早期からの一貫した教育支援の更なる充実を図ることを目的として改正を行うものでございます。2の改正の内容でございますが、ただ今御説明しました改正の趣旨に基づく改正点は、(3)の委員定数を15人以内から16人に改正する部分でございます。こちらにつきましては2ページの参考資料を御覧ください。土浦市教育支援委員会条例施行規則の別表でございまして、委員の選出区分及び定数を定めたものでございます。上が改正前の委員定数15人の表、下が改正後の委員定数16人の表となっております。下の改正後の表の中ほど朱書きの部分にございますように、特別支援教育コーディネーター1名の追加に伴い特別支援学校職員の定数を2名とするものでございます。なお、例規の整合性を図る観点から以内の文言を削除してございます。資料の1ページにお戻りください。(1)、(2)及び(4)につきましては、今回の委員定数の見直しに合わせまして改正を行うもので、(1)は継続的な教育相談に基づく充実した教育支援について調査、審議を行い、早期からの一貫した教育支援を充実させるという設置目的を明確に定める改正でございます。(2)は、設置目的の明確化に伴う調査、審議の内容について教育相談や支援など具体的な表現とする改正

でございます。(4)は、委員の任期や会議運営に関する文言の整理など現状との整合を図った改正でございます。なお、詳細な条例案文はファイル資料①-2、新旧対照表につきましてはファイル資料①-3となりますので、御参照願います。最後に、3の施行日でございますが、公布の日から施行するものでございます。

○矢口委員長 委員の皆さん質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。小学校遊具大規模修繕事業の補正予算(案)について執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 資料は②をお願いいたします。小学校遊具大規模修繕事業の補正予算(案)についてでございます。はじめに、1の補正の理由でございますが、この度筑西市に本社がございます広沢グループから、ふるさと土浦応援寄付金、企業版ふるさと納税として本市に1,000万円の寄付をいただけることとなりました。そのうち750万円につきましては、子ども・子育て支援事業として小学校遊具の改修へ配分されることとなったことから、増額補正をお願いするものでございます。活用につきましては寄付者の意向に沿いまして真鍋小学校及び大岩田小学校にブランコを設置したいと考えており、ブランコの選定につきましては写真左側でございますようなインクルーシブに配慮したものと考えてございます。2の補正予算額のうち歳入は19款寄付金、1項寄付金、1目ふるさと土浦応援寄付金、1節土浦ふるさと土浦応援寄付金750万円。歳出につきましては、2項小学校費、3目学校建設費、14節工事請負費774万4,000円でございます。なお、補正前の額720万につきましては、年度当初予算でございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質問等ございますでしょうか。

○勝田委員 工事総額というのは、補正後の1,494万4,000円ということですか。

○塚本教育総務課長 そうです。当初予算の720万円につきましては、別の学校の分になっております。今回の補正、ふるさと応援寄付金を充てがうのが774万4,000円の今回の補正額という形になります。

○勝田委員 そうしますと、大岩田小、真鍋小の二つで1490万。一個当たり750万ぐらいするというようなものなのですか、この遊具は。

○塚本教育総務課長 2校で774万4,000円でございます。

○勝田委員 2校で774万。何をやるのかなというイメージが、このブランコのイメージがちょっと強いものですから。これが要は幾らするのかなというのを聞いたかったのですね。その値段もこういったものは普通の工事と違って若干特殊な気がしますので、値段は適正なのでしょうけれども。例えばその値段の出し方もどういうふう

にされているのかなというのを。値段の根拠がよく分からなかったので、教えていただけますか。

○塚本教育総務課長 真鍋小学校、大岩田小学校ともに遊具としては3連ブランコのほうを購入といいますか、発注をするわけなのですが、こちらは受注生産にまわっています。ブランコ本体の金額は半分でもいいですと、2校ですので350万円なのですが、その半分がまずブランコの本金額という形で、その他に遊具の組立てや基礎の部分です。基礎の部分と備付けでブランコの前には安全柵というものが必ず必要になりますので、その安全柵の部分も基礎工事も含めてかなりの安全対策が必要となりますので、そういったもの。あとは現在、大岩田小学校にはブランコの支柱が残っておりますので、そちらの撤去作業、処分の部分も入っております。

○勝田委員 これは随意契約ですか。入札をやっているのですか。

○塚本教育総務課長 これから一般競争入札でやる予定でございます。

○吉田(千)委員 ただ今の勝田委員の質問と重なる部分があるのですが、補正前の額が720万ということで、これは元々真鍋小と大岩田小ということで考えられていた遊具の本金額ということで理解してよろしいですか。

○塚本教育総務課長 こちらは当初予算になりまして、当初は別の学校、東小学校の登り棒と真鍋小学校の鉄棒、中村小の鉄棒等を当初予定しておりましたのが最初の当初予算になりますので、そちらは別にまた発注するような形を考えております。

○吉田(千)委員 そうしますと、今回の補正の前の額と合わせて今回寄付をいただいた額がプラスになって、この1,494万4000円ということになったということですね。それが大岩田小、それから真鍋小というブランコに詳細先ほど伺いました。そういうふうに使っていくよということで。先ほど前段の中村小や東小というのは別枠で予算化するよというふうに考えてよろしいでしょうか。

○塚本教育総務課長 そのとおりです。まず小学校遊具なのですが、毎年定期点検を行っております。その中でD判定といたしまして、危険度が高いものは使用禁止になっております。子供たちが使うと危険ですので、一部撤去したりはしているのですが、撤去した数全てを次年度にどうしても設置しきれないということがありますので、順次予算を確保して修繕をしております。優先順位としては各学校で、まずは体育事業等に使う遊具、鉄棒や登り棒、そういったものをまず優先に修繕をさせていただいておりますことから、なかなかブランコやすべり台といった金額の高いものが見つからないといいますか、予算が後回しになっている状況ですので、今回寄付という形で有り難くいただきましたので、有意義にそういったものに充てるということで、順次同じ遊具が無い学校から優先して着工しているような状況でございます。

○吉田(千)委員 先ほど口頭で細かく予算の配分基礎の部分等々をお話いただきました後で、きっと何か出てくるのかなと思うのですが、その辺り具体的に分かると有り難いなと思いますので、これは要望でございます。

○鈴木委員 ちょっと細かいことを聞くようになってしまうのですが、インクルーシブということで障害を持った方々も安全に使えるような遊具ということでこの写真が示されています。この小さい子が青色の椅子に乗っている写真を見て、この椅子の材質がどういうものか。あと、この柵も同じですね。柵を付けなければならないという決まりがあるならば仕方がないですが、この柵がかえって危ない場合もあるのかなと思って今見ていたのですよね。この柵の材質もどういうものを使われる予定なのか教えていただきたいのですが。

○塚本教育総務課長 この安全柵は今の安全基準でいうと、ここにほかの児童が入らないことを想定していますので、この安全柵が無いと評価的には遊具としてはA評価という形ではできませんので、これは絶対条件になるような形です。昔のように柵が無くて飛び越えるようなことがもちろんできなくなっていて、ここはあくまでもほかの児童が乗っている子供たちのところに近づかないための安全柵という形で、これは必須になってございます。基本の材質のほうは基本的には鉄製のものになってきております。あくまでも写真は事例として載せさせていただいてますので、実際にインクルーシブの遊具という形で背もたれのあるような形を想定していますので、この場合、後ろの背もたれが鉄ではないのですが、ここはこれから決めていきたいと考えてございます。

○鈴木委員 材質とかもプロの方々がやることだから良いのですが、例えば大岩田小学校は広いから良いですが、真鍋小学校は校庭の中でのこの遊具の設置ということで、この鉄の柵であれば、鬼ごっこをしている子がぶつかったりなんかという懸念もあるので、その辺は十分配慮をして設置をお願いしたいと思います。あと、メンテナンスの問題で、この椅子がプラスチック製だと耐用年数がどのぐらい、要は障害を持った方々が座るものなので、プラスチックが劣化して、割れて、けがをすとかそういうのがないように、メンテナンスの面も含めて仕様書を作ってやるのでしょから、仕様書の部分から細かく配慮をお願いしたいと思います。

○塚本教育総務課長 学校とも相談しまして、設置の仕方や材質の部分も含めまして検討を進めさせていただきたいと思います。御助言ありがとうございます。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 では、私から一つ確認させてください。学校の敷地内にある遊具ということで、この遊具を利用する対象者は学校の児童生徒だけを想定しているのか。そ

れとも、地域の方、一般に開放することを前提として設置されてるのか。その基本的な考え方を教えてください。今回インクルーシブということなので、広くということのかなというのが想像できるところなのですが。いかがでしょうか。

○塚本教育総務課長 まず学校施設内ですので、基本的には子供たちが休み時間や体育の時間に使うことを想定しておりますが、もちろん子供たちが使っていない時間帯については、学校の施設に入ることは普段なかなか門が閉まっているような形ですが、特に制限をしているものではございませんので、ほかの方が来て使用することはもちろん想定しております。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、次にまいります。校内フリースクール等支援事業の補正予算(案)について執行部より説明願います。

○岩田指導課長 資料③校内フリースクール等支援事業の補正予算(案)についてを御覧ください。はじめに、この本事業ですが、令和5年度、昨年度より中学校義務教育学校に校内フリースクールを設置することにより不登校生徒の居場所づくりを推進し、社会的自立に向けた校内における支援の充実化を図ることを目的としてスタートしております。昨年度末までに6校に順次、校内フリースクールを設置してまいりまして、今年度2校加えて8校全ての中学校義務教育学校に設置することで進めているところです。令和5年度末では、この校内フリースクールに通室する生徒が6校で95名となり、事前に想定していた以上の生徒が利用しており、今後も利用する生徒が増加することが考えられる状況です。現在、各校の教員だけでなく教育相談室ポプラ広場の教育相談員を週に1回派遣したり、市が学校に配置する心の教室相談員や、県が配置するスクールサポーターの手を借りながらの運営となっているところです。今年度は県が推奨する校内フリースクールの設定定義の一つとして掲げられている専任の教員の配置が必要という定義の保障に向けて、令和6年2月に県より通知された校内フリースクール設置促進事業のうち運営員配置費補助を活用し、専任の運営担当の支援員を配置したいというふうに考えております。まずは今年度9月からの配置を目指して校内フリースクール支援員4名の勤務、1日当たり約5.5時間の週5日間、その7か月分の報酬分などの予算となります。なお、県が2分の1、市が2分の1の負担割合となります。配置校は現在利用生徒の数が多く、二中、三中、四中、五中を考えております。補正額のほうですが、歳入で校内フリースクール設置促進事業補助金として今回補正額240万2,000円。歳出で今回補正額、報酬等を総額で480万6,000円となります。いまだ不登校児童生徒は増加傾向にはあるのですが、校内フリースクールを設置した学校においては新規の不登校生徒は前年度比で減少し

ているという一定の効果も表れてきておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。土浦第二中学校柔剣道場棟長寿命化改良工事について執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 ④をお願いいたします。4-1をお願いいたします。土浦第二中学校柔剣道場棟長寿命化改良工事についてでございます。本案件につきましては契約金額が1億5,000万円を超えることから、地方自治法の規定により6月議会に議案として上程するものでございます。はじめに、長寿命化改良工事とは学校施設の老朽化対策を効率的、効果的に進める新しい改修方法で、従来のように建築後40年程度で建て替えるのではなく、コストを抑えながら建替え同等の教育環境の確保を可能とする工事でございます。これまでの単に不具合を直し、原状回復する大規模改修ではなく建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げるために建物全体を改修するとともに、機能向上を目的とする改修でございます。本市においては、令和3年3月に策定しました土浦市学校施設長寿命化計画に基づき計画的に順次、長寿命化改良工事を実施していくこととしており、工事も3年目、案件としては5件目となりました。それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。1番の工事名称は、土浦第二中学校柔剣道場棟長寿命化改良工事。2番の工事場所につきましては、東真鍋知町地内。場所は、2ページにございます二中地内の赤い四角で囲んだ斜線の部分に柔剣道場がございます。前のページにお戻りいただきまして、3の工期でございますが、議会の議決を経た日の翌日から今年度末の令和7年3月15日までの単年度工事を予定しております。4の契約金額は、税込み2億1,692万円。5の契約予定の相手方は、郡司建設株式会社でございます。6の契約方法でございますが、5月10日に一般競争入札にて行われ、5月13日に仮契約を締結しております。本契約につきましては、議会の承認後締結となります。7番建物の概要でございますが、土浦二中柔剣道場棟は昭和58年に建築され、築後41年となる地上2階建て鉄筋コンクリート造りの建物で、面積は811平米でございます。8の工事目的でございますが、土浦市学校施設長寿命化計画に基づき施設を築後80年間使用していくことを目指し、おおむね築後40年目に長寿命化に必要な改修工事を行うものでございます。9の主な工事内容は、屋根、外壁、建具等の改修を行います。長寿命化改良工事内容は国において基準が定められており、必ず実施する工事としまして、水道、電気、ガス管等のライフラインの更新のほか構造区分に応じ、鉄筋や鉄骨の腐

食対策や接合部の破損部分の補修等が求められております。また、原則として実施する工事としまして耐久性に優れた材料等への取替え、維持管理や設備更新の容易性の確保、断熱、二重サッシなどの省エネルギー対策等が求められております。これらを踏まえまして、各施設の劣化状況に応じた工事を行うものでございます。主な具体的な改修箇所につきましては、お手数ですが、資料の4-2をお願いいたします。右側の写真が現在の柔剣道場棟東側、玄関側から見た外観の現況写真でございます。建築工事の主な内容になります。左側上の1階平面図を御覧ください。1階は柔剣道場になります。こちらは、1階レベルをバリアフリー化するため、玄関前にスロープを設置し、玄関ドアを開き戸から両引き分け戸にするほかトイレの一部をバリアフリースペースに改修をいたします。左側下の2階平面図をお願いいたします。2階は剣道場でございます。1、2階とも柔道場及び剣道場の床をそれぞれ競技に適した畳とフローリングに改修をいたします。記載の構成床は鉄製の鋼材を使いクッションゴムを挟み、床下地を組む工法のことです。強度クッション性、耐久性に優れ、体育館や柔剣道場などスポーツ施設で使用される床でございます。足腰への負担を軽減させ、転倒時の衝撃を吸収するメリットがございます。つづきまして、右下立面図をお願いいたします。屋根改修、外壁改修、外部建具改修となっております。屋根は既存屋根仕上げの上に断熱材を敷き、その上から新たに金属製の屋根を覆いかぶせることで断熱性と耐久性を向上させます。外部建具の窓は断熱性を向上させた複層ガラスといたします。外部に面する壁には内側から断熱材を貼り付けることで、断熱性能を向上させます。また、外壁は高圧洗浄し再塗装をいたします。以上が主な建築工事内容となります。その他、電気設備、消防設備、給排水衛生設備工事を行います。

○矢口委員長　ただ今の説明につきまして委員の皆様から質問等がございますでしょうか。

○吉田委員　断熱の強化を様々図っていただいているとお話を伺いました。今後でございますが、これはちょっと要望でございます。柔剣道場ということで、ものすごい汗をかかれる状況があるかというふうに思いますので、是非ともエアコンの設置ということ、年次計画等々で是非とも御検討していただくように要望したいと存じます。その点何かお考えがあれば、お伺いできればというふうに思います。

○塚本教育総務課長　まず武道場もかなり暑さがある蒸し蒸しするという状況は私も想像できる場所ではございます。これまでのエアコンの設置の優先順位としましては、普通教室、特別教室と、子供たちが主として多く活動する拠点場所という形で設置をして、土浦市では100%と、他市に例を見ないぐらい設置率は良いのですが。今後の予定としましては、やはり次に必要となるのが体育事業や部活動、また、避難場所となる体育館が優先すべき場所なのかなということで検討しております。今後、

更にこういう暑さの時期になってきますので、市全体の優先順位もございますので、そういったことを見極めながら順次考えていきたいと思っております。

○吉田委員 順次ということでございます。最近の暑さは半端のない暑さでございますので、是非とも体育館、柔剣道場ということで御検討していただきますよう重ねてお願いいたします。

○矢口委員長 ほかに御質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。小学校長寿命化改良事業予算の事故繰越について執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 資料はサイドブックス資料5をお願いいたします。都和南小学校校舎棟及び屋内運動場棟長寿命化改良工事につきましては、2か年度の工事を予定しております。本案件は1年目となる一期分に係る小学校長寿命化改良事業予算の事故繰越についてでございます。1の繰越しの理由についてでございますが、本事業につきましては学校施設環境改善交付金を活用しており、国より前倒し内定があったことから、令和5年3月議会にて補正予算の承認をいただきまして、令和5年度予算に繰越しをし、繰越事業として事業を進めてございます。しかしながら、1月1日に発生しました能登半島地震で建築主体であるパーテーションの製造工場が被災し、納入時期が2月から本年7月に遅れが生じることとなったために、当初予定をしておりました出来高に至らなかったために、令和6年度予算へ事故繰越しをするものでございます。なお本事業につきましては、二期分を含めまして年度内の完成を目指しております。2の繰越額でございますが、2項小学校費、3目学校建設費、12節委託料は工事管理委託料で繰越額209万円。14節工事請負費は内訳に記載のございます建築主体、機械設備、電気設備工事の合計8,816万1,000円の繰越額でございます。なお、予算額につきましては、一期分となる契約額の1割、支出済額は前払金で、その残分を事故繰越するものでございます。

○矢口委員長 ただ今の説明について委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。土浦市立上大津小学校基本設計に係る基本設計検討委員会及びワークショップの実施について、執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 資料は⑥をお開き願います。土浦市立上大津小学校基本設計に係る基本設計検討委員会及びワークショップの実施についてでございます。先日、メールにて御報告をさせていただきました内容でございますが、基本設計を進めるに当たり検討委員会及びワークショップを実施することといたしましたので、改めて御説

明をさせていただきます。はじめに、1の土浦市立上大津小学校基本設計検討委員会の設置についてでございます。（1）設置の目的でございますが、上大津東小学校と菅谷小学校の統合校につきましては、3月議会において土浦市立上大津小学校に名称が決定されました。また、施設整備については、昨年度、公募型プロポーザルを実施し、楠山・須藤特定業務共同企業体を基本実施設計委託の受託者に決定したところでございます。今年度はいよいよ基本設計についての協議が始まりますが、上大津小学校を地域の核として愛される学校とするためには、学校、保護者、地域が一体となり事業を進めていく必要がございますことから、この度、上大津小学校基本設計において学識経験者、学校経験者及び地域の方々の視点から意見や助言をいただくことで、上大津小学校の教育向上を図ることを目的とした本委員会を設置するものでございます。（2）検討委員会委員につきましては、学識経験者といたしまして記載の長澤悟氏、毛利靖氏にお願いする予定でございます。長澤氏、毛利氏の両名は、昨年度の基本実施設計プロポーザル選定検討委員会の委員を務めていただいております。各々建築、ICTの分野で全国の学校づくりに携わっておられる方でございます。その他、統合となる上大津東小学校、菅谷小学校の校長及び土浦五中の校長、同じくその下、保護者の代表としまして3校のPTA会長、また、統合となる2校の学校区にある地区8地区になります。8地区の地区長でございます。以上16名の皆様に検討委員会の委員を委嘱し、学識経験者、学校関係者、地域の方々の視点から御意見、御助言をいただくことで、より良い学校を作ってまいりたいと考えてございます。（3）の検討委員会の開催日程につきましては、年度内に3回実施する予定でございます。第1回については、6月28日金曜日午後3時から上大津公民館において実施する予定でございます。検討委員会の役割としまして、この後御説明をさせていただきますワークショップにおいて出された意見やアイデア等について取りまとめ、検討いただくことを想定しておりますことから、第2回については中間の10月頃、第3回につきましてはワークショップのまとめが終わる来年1月ごろに実施し、基本設計をまとめてまいりたいと考えてございます。つづきまして、2のワークショップの開催についてでございます。2ページをお願いいたします。皆の学校をテーマにチラシの下の今後のスケジュールにございますように、7月から1月にかけて全6回の開催を予定しております。その事前説明会として上大津小学校建設に興味を持っていただき、多くの方にワークショップに参加していただけるよう、来月6月の16日日曜日に講師に長澤先生をお招きして講話をいただくほか、記載のプログラム構成で実施を予定しております。なお、この2ページのチラシにつきましては、小学校区の8地区の区長を通じまして全世帯にチラシを配布するほか、保護者には学校からメール配信をし

て周知を図り、参加を募ってまいります。多くの方の御意見を踏まえながら、より良い学校をつくってまいりたいと考えております。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして委員の皆様から質問等ございますでしょうか。

○福田委員 6月16日のワークショップですが、地域の住民なら誰でも参加できるのでしょうか。

○塚本教育総務課長 8地区のほうに周知をさせていただいております、多くの皆様に来ていただきたいと思っておりますので、皆さん参加していただくように周知を図っております。

○吉田(千)委員 検討委員会には菅谷小学校の方々もPTAの代表等々入っていらっしゃるということで、これはこれで了解しております。ちょっと角度が違って恐縮ではございますが、菅谷小のその跡地の件につきましては、これからということでしょうか。まだその点についてはまだということですか。

○塚本教育総務課長 まだ検討はしてございません。

○吉田(千)委員 菅谷小の方々が上大津小学校への統合を決めるに当たりまして、なかなか泣く泣くという、自分の通っていた学校がなくなるというのはとても辛い。そういう経験かというふうに思います。そうした心情をよく配慮していただきまして、地域の意向ですね。今後になろうかと思っておりますが、しっかりとどういったもので利用されるのか。鶴沼も近くにあります。そういった意味では景観というものもとてもよろしい所かなというふうに思いますので、残った菅谷小ですね、本当に利活用が進むように是非とも現場の声によく耳を傾けていただき、跡地利用ということを御検討していただくようお願いしたいと存じます。その点についてよろしくお願ひしたいと思ひます。これは教育長にもお話を聞いてもよろしいですか。

○入野教育長 ほかの学校もそうなのですが、統廃合が進みまして、特に菅谷小、令和10年4月1日に新しい統合小学校を開校して同時に廃校というふうになるわけですが、ただ今、委員からありましたとおり他の学校もそうでしょうけれども、特に菅谷小学校はお話が出ました鶴沼、そして、広い校庭で非常にすばらしい環境にあるところで、何か市の新たな施設であるとか民間の事業者さんが仮に利用するようなことがあっても地域のシンボリック、あるいは地域の方が利用しやすい、そういった理解が得られるような、そのようものがやはり必要なのかな、できるのかなというふうに私も思っているところでございます。いずれにしても大切なことは、今の学校が廃校になってしまうという、そういうふうな地元の方々の意向をよく踏まえた上で、引き続き新しい利用、機能、御希望、御意向を確認をしながら進めていくことが大事だというふうに思っておりますので、今後、関係箇所とよくその辺りのところを擦り合わせをしながら進めていきたいというふうに思ひます。

○吉田(千)委員 ただ今お話いただいたことをよろしくどうぞお願いしたいと存じます。

○矢口委員長 ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、次にまいります。土浦市公共施設等再編・再配置計画に伴う社会教育施設の閉館について執行部より説明願います。

○矢内生涯学習課長 土浦市公共施設等再編・再配置計画に伴う社会教育施設の閉館について、資料7を御覧ください。再編・再配置計画に伴う社会教育施設の閉館について進捗状況等を御説明させていただくものでございます。公共施設の多くは老朽化が進み、厳しさを増す財政状況を踏まえ、現状のまま維持していくことは難しい状況でございます。今後も行政サービスを持続可能なものにするため、土浦市公共施設等総合管理計画におきまして施設総量の30%縮減が目標とされました。その実行計画となる公共施設等再編・再配置計画において、生涯学習館と青少年の家を令和6年度末をもって閉館するという方針が決定されたところでございます。資料の2番、閉館までのスケジュールを御覧ください。2月に閉館時期が決定した後、行政経営課におきまして市内4地区で再編・再配置計画に係る市民説明会を実施しております。そして、5月に両施設の利用団体に対してこれまでの経緯や新たな活動拠点等に関する説明会を計5回実施いたしました。その説明会では、施設の閉館に関しましてはおおむね御理解をいただいたところで、特に参加者の関心が高かった内容は今後の活動拠点となる施設の利用方法等に関するものでございました。つづいて、資料の3番、利用団体の新たな活動拠点を御覧ください。説明会では利用団体に対しまして閉館後の新たな活動拠点として考えていただきたい施設を紹介し、その利用方法や使用料金等の説明を行いました。1番の生涯学習館につきましては使用料金が比較的近い地区公民館等を御案内し、また、2番の青少年の家につきましては設置目的や利用形態が近い新治地区にございます中央青年の家、また、近隣施設の南部田中冷設スポーツフィールド、三中地区公民館等を御案内しました。なお、今後は9月議会で両施設の廃止条例案を上程し、令和7年3月に閉館。また、青少年の家につきましては敷地が全面借地であることから、閉館後には速やかに建物を解体し、原状に回復して地主へ返却する予定でございます。引き続き利用者の不安を解消し、新たな活動拠点へスムーズな移動ができるよう丁寧に案内してまいりたいと思っております。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして質問等ございますでしょうか。

○福田委員 いろいろ御説明をいただいたのですが、私の映画の会というのがあります。生涯学習館もよく使っております。生涯学習館はとても使い勝手が良いです。駐車場もありますし。それで、この閉館ありきではなくて、やっぱり今大事なものは地域

のコミュニティ、これから閉館する施設がどういう役割をしているのか。それで、私も映画の会として使っています。当日、説明会に参加しましたがけれども、いろいろ説明も聞きましたけれども、100団体を超える団体が使っているわけですね。ここがなくなるから、こっちあっちと、そう簡単にいかないですね。それで、一番のこのネックは耐震ですよ。3.11の時に私はあそこにすぐ駆けつけましたけれども、図書館が当時ありましたからね。かなりいろいろ崩れたり、ガラスが割れたりしましたが、建物そのものはあそこはしっかりしていました。だから、そういう点で私は是非いろいろな角度から十分御検討いただきたいというふうに思います。

**○矢内生涯学習課長** 説明会では、生涯学習館につきましては105の団体の皆様方に御案内させていただいて、実際は80の団体が御参加されたのですが、確かにちょっと早すぎるんじゃないかとか、二、三年待てないかどうか、そういった御意見をいただいたところでございます。利用されてる方々につきましては、環境が変わるなど不便をお掛けして大変申し訳ないのですが、まずは耐震性がないという状況がございまして、その安全性を重視させていただいて、早めの閉館を進めていることをお伝えさせていただいたところでございます。また、活動を継続していただくということが私たちとしては重要なことだと考えておりまして、その活動拠点の確保を最優先に案内させていただきました。福田議員からありました耐震診断につきましては、判定のほうは平成23年の1月15日、震災前に行っておりまして、その耐震診断指標というものが基準を下回っていて、安全なものでないという判定が実際に出ておりました。実際に3.11では建物が壊れるとか、倒壊するとか、そういったレベルの被害はなかったのですが、実際これ以上の震災もあることも考えられますので、やはり安全性というものは難しいのかなと考えてございます。

**○吉田(千)委員** 今お話いただいたように生涯学習館は耐震がもう安全ではないという状況で、泣く泣くというか令和6年度をもって閉館ということ。皆さんもつらい中で決断をしているというふうに認識いたします。そういう中で、やはりこの生涯学習ということで高齢者の方が元気で過ごせる、そういう学習をしてきている105の団体の方々かというふうに思います。その中には人数が多く活動されているところもございまして。そうしますと、なかなか希望とおりに、ここに書いてございますが、難しいのだろうなと思います。本当に大変ではございますけれども、心を砕いた調整というものを是非ともお願いしたいなと思います。そして、やはり健康で長生きをしていただくという、この生涯学習というテーマが一番肝心だというふうに思いますので、そうした皆さんの活動の意欲がそがれないような形で是非ともお願いをしたいと思いますので、要望とさせていただきます。

○矢内生涯学習課長 吉田議員のおっしゃるとおり、今後皆様が生き生きと生活していただくために学習というのが重要だと考えておりました、今回の説明会で生涯学習館に限ってではあるのですが、皆様方の活動の意向調査というものをさせていただきました。実際にどこの公民館か、どこの施設を使って活動する予定がありますよ、時間体、場所、部屋の規模などそういったものを調査するものでございまして、この調査を取りまとめまして、実際になかなか難しい団体さんも出てくる可能性はあるかと思っております。そういったところに対しましては、こういったところがありますよというような案内するように、少しでもスムーズな移行が図れるように努めてまいりたいと思っております。

○矢口委員長 私のほうにも同様の声が届いております。高齢の方々なので新しい環境になかなか馴染めないというのはとても理解できる場所なのですが。これを機にこのサークルを終わりにしようという、そのような話も聞いています。とてもそういったお声を聞くのはつらいところなので、くれぐれも丁寧な対応、一生懸命対応していただけるように私からもお願いをしておきます。それと、このような声は青少年の家に関しては何か出てますでしょうか。

○矢内生涯学習課長 青少年の家に関しては過去5年間の利用者様に御案内させていただいて、55の団体を御案内させていただいたところで、関心が若干生涯学習館に比べると低かったのか、14団体の参加でございました。無くなるということはもちろん寂しいことで、これまで活動してきた青少年育成の育成健全のために活動してきた場所なので、少し残念だということはもちろんございました。ただ、状況等は御理解いただいて、活動拠点をどのように使えるのか、隣の南部広場、中央青年の家の利用方法等を聞かれるようなもので、おおむね閉館に関しては御理解いただいたと考えております。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、次にまいります。100周年記念図書館フェスについて執行部より説明願います。

○武藤図書館長 資料8をお願いいたします。100周年記念図書館フェスについて御説明させていただきます。当館は大正13年に開館してから今年度で100周年を迎えます。そこで、毎年秋に開催しております図書館フェスを100周年記念図書館フェスとして例年より期間を長くして実施いたします。期間は10月1日から11月30日です。主な内容としましては、記念式典、松本清張賞受賞作家の千葉ともこさんによる講演会、絵本作家、岩井俊雄さんによるワークショップ、ギタリスト木村大さんのコンサートなどです。その他、毎週末にわたり様々なイベントを予定しており

ます。詳細につきましては、ポスターやチラシができましたら、また委員会のほうで改めて御報告させていただきます。記念式典には委員会の皆様にも是非御出席を賜りたいと思いますので、時期が来ましたら案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

○矢口委員長 それでは、委員の皆様から質問等ありますでしょうか。

○福田委員 質問ではないのですが、今企画を見まして、すばらしい企画です。それで、特にこのクラシックギターの木村大さん、彼はもう相当国際的にも有名になりますから、この企画を楽しみにしております。

○矢口委員長 それでは、こちらは楽しみにしておりますので、よろしく願いいたします。つづきまして、春季美術展覧会の開催について執行部より説明願います。

○佐賀文化振興課長 資料の⑨をお願いいたします。春季美術展覧会の御案内です。春の文化祭として平成12年より開催をしており、本年度で25回目となります。5月25日土曜日から6月2日日曜日まで市民ギャラリーにおいて開催しております。文化協会会員が手がけた絵画、彫刻、書、写真、面、獅子頭等、200点を超える作品を展示、公開しております。本日月曜日は休館日となっておりますので、明日以降、是非委員の皆様にも御覧いただければと存じます。

○矢口委員長 何か質問ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、こちらも楽しみにしておりますので、よろしく願いいたします。つぎに、第25回土浦薪能の開催について説明願います。

○佐賀文化振興課長 資料の⑩をお願いいたします。第25回土浦薪能の御案内です。土浦薪能は土浦城東櫓復元の竣工記念として平成10年に初めて開催されて以降、歴史と伝統に培われた土浦城址にふさわしい事業として継続して開催しているものでございます。9月5日木曜日の18時30分に開演をいたします。今年も人気狂言市の野村萬斎氏を招へいして開催いたします。鑑賞券を6月25日火曜日より発売を開始いたします。お時間等ございましたら、是非御鑑賞いただきたく御案内申し上げます。

○平岡委員 土浦市でも本当に他に先駆けて有名になっておりますこの薪能ですけれども、ちょっと一つ。これは余談で耳に入れておいていただきたいのですが、観世流の方が出演されますよね。実は先だって、つくば市にお住まいの山中さん、金春流の能の演者なのですが、なかなかその金春流がこういう場で日の目を見ることのないのですが、この薪能に参加させてはいただけないのでしょうかという問合せがありました。私も詳しいことはよく分かりませんでしたので、ちょっと聞いてみますということでお答えしたのですが、この件についてはいかがなのでしょう。

○佐賀文化振興課長　今回は金春流の御案内もいただきまして、誠にありがとうございます。能楽座のほうに出演の依頼をかけさせていただいて、出演者を決めていただいているような状況でございまして、今後もたくさんの方にいろいろな能を見ていただくというようなことが重要であると考えております。出演者のほうにつきましては、また能楽座のほうとも協議をさせていただきまして、今後決めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○平岡委員　観世流は本当に日本でもトップですので、なかなか金春流が口出しできないんですよということだったんですけれども、是非とも御検討いただけたらよろしくをお願いいたします。いろんな流派があるということを知るのは市民にとっても決してマイナスなことではございませんので、その流派によつての演じ方の違いなども堪能できたら良いのかなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○矢口委員長　ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長　それでは、以上で提出された資料の説明は終了しました。そのほか何か執行部からございますでしょうか。

（「ございません」という声あり）

○矢口委員長　委員の皆さんから何かございますか。

○平岡委員　確認し忘れたのですが、校内フリースクールの専任の運営支援員さんが今度四つの中学校に配置されるということでしたが、週5日、1日の勤務時間が5.5時間でよろしかったでしょうか。

○岩田指導課長　校内フリースクール支援員のほうは4名配置をさせていただきまして、1日当たりの勤務ですが、週5日のうち4日間で5.5時間、1日は6時間としまして30分は先生方との関係教員とのお打合せの時間に使っていただけるように設定したいと考えています。

○平岡委員　本当に不登校の問題は本人のみならず家族の皆様も、行政に関わっている皆様にとりましても本当に心の痛い問題であると思いますので、何としても子供たちが明るく元気に学校に来れるような、そういう体制を是非とも一丸となって取っていただけたら嬉しいです。よろしくお願いいたします。

○矢口委員長　それでは、執行部の皆様は御退席いただいて結構でございます。お疲れ様でございました。執行部の入替えをします。

（執行部入替え）

○矢口委員長　協議に入る前に新年度最初の委員会となりますので、自己紹介を行いたいと思います。まず委員長、副委員長、委員が順番に自己紹介をした後に執行部の

皆様より機構順にお願いします。マイクの使用をお願いいたします。改めまして、引き続き委員長を務めます矢口でございます。よろしくお願いいたします。

○田中副委員長 副委員長の田中です。よろしくお願いいたします。

○吉田(千)委員 吉田でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員 鈴木です。よろしくお願い致します。

○勝田委員 勝田でございます。よろしくお願い致します。

○福田委員 福田です。どうぞよろしくお願い致します。

○平岡委員 平岡でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○根本委員 根本です。よろしくお願い致します。

○羽生保健福祉部長 保健福祉部長の羽生です。引き続きよろしくお願い致します。

○坂本社会福祉課長 社会福祉課長の坂本です。どうぞよろしくお願い致します。

○白田障害福祉課長 障害福祉課長の白田です。よろしくお願い致します。

○刈山高齢福祉課長 高齢福祉課長の刈山です。よろしくお願い致します。

○武井国保年金課長 国保年金課長の武井です。よろしくお願い致します。

○佐藤健康増進課長 健康増進課の佐藤です。昨年までこども包括支援課でお世話になりました。どうぞよろしくお願い致します。

○矢口委員長 ありがとうございます。それでは、保健福祉部の案件について協議を行います。資料はサイドブックスの保健福祉部をお開きください。まず令和6年度土浦市一般会計補正予算(第1回)(案)(物価高騰対応重点支援給付金給付事業)について、執行部より説明願います。

○坂本社会福祉課長 資料の①をお願いいたします。今回の補正は、物価高騰対応重点支援給付金給付事業となります。1の補正理由としまして、令和5年度住民税非課税世帯と均等割のみ課税世帯に対しまして1世帯当たり10万円と、その世帯に属する18歳以下の子供1人当たり5万円を給付する事業を行っておりますが、令和6年度においても新たに住民税非課税世帯と均等割のみ課税となった世帯のに対しまして同じように1世帯当たり10万円と、その世帯に属する子供1人当たり5万円を給付する事業を行うための事業費と事務費の補正をお願いするものです。2の事業の概要としまして、支給対象世帯としましては令和6年度の世帯全員が住民税均等割、住民税が非課税か均等割のみ課税世帯、それらの世帯に属する18歳以下の子供で、申請受付期間は7月下旬から9月末を予定しております。給付対象世帯数は約3,800世帯、子供が470人で、全額国庫補助となります。今回の補正の予算額ですが、歳入が社会福祉費交付金で、補正額4億1,063万6,000円となります。歳入が事務費と事業費で、歳入と同額となります。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして委員の皆様から質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。令和6年度土浦市一般会計補正予算(第1回)(案)(生活保護対策事業)について執行部より説明願います。

○坂本社会福祉課長 資料の②をお開き願います。生活保護対策事業となります。今回補正をお願いするのは、生活保護費の支給制度が一部改正となることに伴う保護費支給ソフトウェアの改修委託料となります。改正される制度ですが、今回生活保護世帯にいる高校生が高校を卒業し、就労、独立して生活保護を必要となくなったと認められたものに対しまして30万円を支給する新規の制度と現在も行っているのですが、就労自立給付金のインセンティブ強化として生活保護世帯が就労、自立して、生活保護を必要となくなったと認めた世帯に対しまして現在は単身世帯2万円、複数世帯には3万円を上限に支給しているものを、単身世帯10万円、複数世帯15万円に引き上げる制度、こちらの二つの制度の見直しが令和6年10月に行われる予定であることから、これらに対応するように生活保護費を支給するためのソフトウェアを改修委託料の補正としてお願いするものでございます。費用の2分の1が国庫補助の対象となります。なお、これらの制度に対応して支給する保護費は当初予算の範囲内で賄える予定となっております。補正予算ですが、歳入が生活困窮者就労準備支援事業費補助金で96万6,000円、歳出が委託料197万2,000円となります。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質問等ございますでしょうか。

○勝田委員 生活保護の方が就労されて、その状態から変わるというのは非常に望むところであろうというふうに思っております。そういった意味では、金銭的なインセンティブ強化というのは良いことだなというふうに感じております。関連的なのですが、一方で働く方を募集しているのになかなか来ないというようなことを聞くことが多いです。生活保護にあるけれども、就労を希望される方への職業のあっせん、マッチングといいますか、そういったのはどのようにされているのでしょうか。

○坂本社会福祉課長 こちらのほうはまず社会福祉課には就労支援員がございまして、そちらのほうで持っている情報、まず窓口对生活保護者が、窓口だけではないのですが、ケースワーカーのほうに就労する意欲を示した場合、もちろんこちらから指導する場合もありますが、そちらの場合に条件を言って、例えば住み込みで行いたいとか、通いたいとかというような条件を、まずは就労支援員が持っている情報で紹介するのですが、持っている就労支援員の情報は当然ほかの企業から依頼を受けて、こちらでストックしてる部分、それから、ハローワークと常に情報を共有していて、ハローワークに赴かせて面接等の日程を予定させるということになるので、就労の希望が会社にあるという時には、まずはハローワークのほうに登録していただくというのが一番

良いのかなど。目に見えない情報も就労支援で持っていますので、そういった方々にマッチングしていくというようなことでやっております。

○勝田委員 知り合いの企業さんでも生活保護の方が今度働いてもらうことになりましたというような話も聞いたものですから。引き続きよろしくお願ひします。その辺り手厚くやっていくというのも同時に大事なことだと思いますので、よろしくお願ひします。

○福田委員 分かる範囲でお聞きしたいのですが、生活保護の方が住んでいる状況、例えば生活保護を受けていて市営住宅、あるいは一般のアパートや借家などその辺の割合がもし分かればお願ひします。

○坂本社会福祉課長 どれだけの割合かというのは、正確なのはちょっと分かりかねるのですが、こちらのほうで住宅扶助費を出している世帯数というのは出るとお願ひしますので、後ほど御報告させていただきたいと思ひます。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び土浦市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について、執行部から説明願ひします。

○刈山高齢福祉課長 資料の③をお願いいたします。土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び土浦市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、説明させていただきます。1番の改正理由でございしますが、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことによりまして、条例の基準となる国の基準が改正されたため、省令に合わせて対象となる二つの条例を一括して改正するものでございします。2番の主な改正の内容でございしますが、介護保険施行規則第140条の66、第1号ロ(2)に規定されておりました地域包括支援センター運営協議会の定義規定が改正により同号イに移ったため、当該定義規定を要する箇所に条ずれが生じることから、改正するものでございします。3番の施行日につきましては、公布の日からとなります。次ページに新旧対照表をつけてございします。

○矢口委員長 ただ今の件について質問等ございしますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、次にまいります。茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 資料の④をお願いいたします。茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について説明させていただきます。1番の変更理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるマイナンバー法の施行により現行の被保険者証は改正の施行日以降は発行されなくなることに伴い、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の中の被保険者証等の用語の整理を行うほか、関係市町村の共通経費負担金の納入額算出に用いる人口及び高齢者人口の算定基準日等の整理を行うものです。この規約を変更することについては、地方自治法第291条の3第1項及び同法第291条の11の規定により議会の議決を求めることとなっております。2番の主な変更内容でございますが、1点目として正副連合長の議員兼職禁止規定の削除です。①では広域連合議員は関係市町村の議会の議員をもって組織することになっており、広域連合議員は議員限定の役職となっております。②の広域連合長と③の副広域連合長は関係市町村の長からと首長限定の役職とされていることから、そもそも兼職はできないこととなっていることから、第11条第3項は不要となり、これを削除するものでございます。2点目として被保険者証等の用語の整理ですが、マイナンバー法の施行により現行の被保険者証は改正法の施行日以降は発行されなくなることに伴い、被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改めるものでございます。3点目として共通経費負担金の算出に用いる人口及び高齢者人口の算出基準日の変更ですが、この負担金の第一期納入期限が4月24日と規定されていることから、例年人口等の報告から負担金の納入までの期限が短いため、広域連合及び関係市町村間での事務作業がタイトなスケジュールで行わざるを得ないことから、算定基準日を1月に変更することで十分な事務作業の時間を確保するものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件について質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。令和6年度土浦市一般会計補正予算(第1回)(案)(各種予防接種事業)について執行部より説明願います。

○佐藤健康増進課長 資料の⑤番をお願いいたします。こちらは新型コロナワクチン接種に係るものでございます。これまでの臨時接種は令和5年度末で終了となり、令和6年度からは高齢者等を対象にしました重症化予防を目的とした定期接種として実施することとなりましたので、歳出、歳入予算の増額補正を行うものです。事業の概要ですが、接種対象者は65歳以上の方及び60歳から64歳までの方で基礎疾患を有する方、接種期間は令和6年10月から翌年1月、接種回数は1回となります。接

種費用は国で1万5,300円程度を見込んでおります。このうち市の負担を3,000円とさせていただきまして、国の助成が8,300円、自己負担が4,000円程度となります。生活保護受給者の方は全額公費負担いたします。接種の人数は65歳以上の方の60%の2万6,000人を見込んでおります。補正予算額は歳入が感染症予防事業費等補助金2億1,663万円、歳出が主に委託料となりまして、3億590万7,000円となります。

○矢口委員長 ただ今の説明について委員の皆様から質問等ございますでしょうか。  
(「なし」という声あり)

○矢口委員長 次にまいります。専決処分等の報告関係に入ります。土浦市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 資料の⑥をお願いいたします。土浦市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について説明させていただきます。前回の事前委員会で報告いたしておりますが、改めまして説明させていただきます。1番の改正の理由でございますが、地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月30日に公布、4月1日より施行されたことに伴い改正法に合わせて本条例を一部改正して、4月1日に施行する必要がありましたことから、専決処分を行ったものでございます。2番の改正の概要でございますが、(1)の課税限度額の引上げについては後期高齢者支援金等課税額を22万円から24万円に引き上げるもので、これにより課税限度額の総額は104万から106万円に引上げとなります。これによる影響額はおおむね730万円、おおむね61世帯分の増収となります。つづきまして、(2)の低所得者に係る国民健康保険税の軽減拡充については、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において29万円を29万5,000円に、2割軽減の対象についても同様に53万5,000円から54万5,000円に引き上げるもので、これにより低所得者に対する支援が強化されるものでございます。これによる影響額は、おおむね240万円の減収となります。おおむね71世帯分でございます。3番の施行日等につきましては、施行日は令和6年4月1日でございます。適用区分は、この条例による改正後の土浦市国民健康保険税条例第3条第3項ただし書き及び第22条第1項の規定は令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度以前の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質問等ございますでしょうか。  
(「なし」という声あり)

○矢口委員長 つぎに、その他に入ります。第54回土浦市障害者(児)スポーツ大会について執行部より説明願います。

○白田障害福祉課長 資料は⑦をお願いいたします。第54回土浦市障害者（児）スポーツ大会について御説明させていただきます。このスポーツ大会の開催につきましては既に御案内させていただいてるところでございますが、大会の競技種目への御協力等ということで御説明させていただきます。このスポーツ大会、障害者（児）の皆様が体力の維持向上を図るとともに、地域社会との交流を一層深めることを目的に毎年開催しております。今年度は、来月になります6月16日の日曜日に去年と同じく霞ヶ浦文化体育館で開催させていただきます。障害者とその家族、保護者のほか企業、学生ボランティア、ボーイスカウトなどがボランティアを通して一緒に参加をいただいております。日程ですが、資料の2番の日時のおり10時に開会式、10時半から競技を開始しまして、午前中に6種目、午後に3種目、合計9種目の競技を行います。そこで、御来賓の皆様への大会、競技種目への御協力等のお願いでございますが、資料の7番になります。御協力のお願いは二つございます。一つ目が大会最初の競技種目で、第一種目にそれゆけ！へんしんマンというのございますが、こちらの御協力のお願いと、二つ目が商品を選手に手渡ししていただく御協力のお願いでございます。資料の次のページを御覧いただきたいと思っております。上段の図ですが、一つ目のお願いになります。第一種目、それゆけ！へんしんマンの御協力のお願いです。図は協議のイメージを書いたものでございます。この競技は借り人競争と車椅子競走を合わせた種目になっておりまして、協議の流れを簡単に御説明しますと、右上のところ、まずスタート前準備としてトラック内の来賓、待機位置に御移動をお願いいたします。競技①で競技者が車椅子に乗ってスタートしますと、②のところ、カードを抱えます借り人探しをここで行います。このカードには御来賓の皆様の職名を記入しましたカードを御用意させていただいております。実際のところは借り人をランダムに探すのではなく、順番に探す流れになっておりまして、イメージ図の来賓待機位置に点線の吹き出しで記載しましたとおりでございます。御来賓の御臨席の状況で順番の繰上げ、繰下げがございまして、1レースから5レースで延べ20人の借り人を予定しております。対象となります借り人に当たりましたら名乗り出させていただきます。イメージ図の③のように借り人、そして、車椅子競技者の介助者となりまして、競技への御参加をお願いいたします。各協議を開始する前には職員によるデモンストラクションを行いますので、御参考にしていただければと思っております。当日は動きやすい服装、動きやすい履き物の御準備をお願いいたします。また、競技参加への御協力に当たりまして、注意していただきたい点をお伝えしておきますと、スポーツ専用ではない車椅子になっておりまして、急な方向転換、急な加減速にはちょっと弱いものになっておりますので、安全に競技を楽しんでいただくために急がず焦らずでお願いしたいと思います。つぎに、二つ目の御協力のお願いですが、資料の下段の図を御覧

いただきたいと思います。競技の入賞者お一人ずつに商品の手渡しをお願いするものです。職員が介添えさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上二つのお願いですが、来賓の皆様にはお席の移動など職員がお声掛けさせていただきますので、よろしく願いいたします。また、大変申し訳ございませんが、本年度より昼食の御準備、御用意をなくす予定でございます。来賓の皆様には大変お忙しい中での御臨席で恐縮でございますが、午前中ぐらいをめぐりに御観戦、御声援をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○矢口委員長 何かございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 つぎに、介護保険施設整備事業者の公募について執行部より説明願います。

○刈山高齢福祉課長 資料は資料8をお願いいたします。介護保険施設整備事業の公募につきましては、第9次土浦市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づきまして進めているところでございます。第9次計画におきましては、整備予定の特定施設入居者生活介護、いわゆる一般的には介護付有料老人ホームと呼ばれているものでございます。こちらと認知症対応型共同生活介護、こちらも一般的にはグループホームと呼ばれているものを、整備事業者について公募を実施するものでございます。1番の公募施設につきましては、記載のとおり特定施設入居者生活介護が1施設70床、認知症対応型共同生活介護が1施設18床でございます。2番の公募期間につきましては、広報誌の発行に合わせまして6月4日火曜日から8月30日金曜日までの約3か月間を予定してございます。3番の公表の方法につきましては、市広報紙の6月上旬頃、6月4日発行となります。市の広報誌の発行に合わせまして市のホームページへ掲載する予定でございます。4番の整備地域につきましては、特定施設入居者生活介護については市内全域、認知症対応型生活介護につきましては今既存施設のほうで地域に偏りがございまして、12市営業所のうち4事業所が五中地区に立地しているというような状況でございますので、五中地区を除く地区としているところでございます。5番の選定委員につきましては、高齢福祉課所管の審議会委員の中から識見を有する者へ依頼を予定してございます。今年度も実施したいと考えておりまして、土浦市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議の委員長及び副委員長、土浦市地域密着型サービス運営委員会の委員長の3名を予定しているところでございます。6番のスケジュールにつきましては記載のとおりでございますが、実際に整備が始められますのは来年度、令和7年度となる予定でございます。

○矢口委員長 ただ今の件について質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、次にまいります。介護給付適正化事業の再編について執行部より説明願います。

○刈山高齢福祉課長 つづきまして、資料9をお願いいたします。介護給付適正化事業の再編についてでございます。こちら再編につきましては、介護給付適正化事業を平成20年度からこれまで5期にわたりまして国の指針を踏まえ、各都道府県において介護給付適正化計画を策定し、都道府県と市町村が一体となって適正化に向けた取組を推進してきたところでございます。第6期の取組に当たりまして、効果的、効率的に事業を実施するために給付適正化主要5事業を3事業に編成し、実施内容の充実を図るものでございます。1番の編成の方向性でございますが、5事業のうちケアプラン点検につきましては、効果的に実施できるようにするために国保連合会の帳票を活用した点検に重点化するものでございます。住宅改修の点検、福祉用具購入、貸与調査につきましては、実施の効率化を図るため、事業の性質に親和性が高いケアプラン点検に統合するものでございます。医療情報との突合・縦覧点検につきましては、費用対効果が期待される帳票に重点しました点検を行うものでございます。給付適正化主要5事業のうち費用対効果を見込みづらい給付介護給付費通知を除外するものでございます。再編後の3事業につきましては実施率100%を目指すというもので、本市では従前からこの5事業全てを実施しておりますが、5事業全てを実施していなかった市町村もございますので、再編後は3事業を全市町村が行うことを目指すとされております。2番の給付適正化の再編につきましては主要5事業から主要3事業への編成を表で表したものでございまして、一つ目の要介護認定の適正化は変更はございません。二つ目、三つ目がケアプラン点検に統合され、四つ目の医療情報との突合・縦覧点検は点検内容の重点化、五つ目の介護給付費通知は除外となったことから、令和5年度で終了となります。なお、参考に令和5年度の給付費通知実績でございますが、通知回数が4回、通知件数は延べ2万4,483件となっております。また、こちらの介護サービスにつきましては医療費控除の対象となるものは限定されてございますので、国保などからの医療費通知のように申告の際の医療費控除の証拠書類とはならないものでございます。事業につきましては介護保険料の抑制にもつながる大切な事業でございますので、今後も給付適正化に取り組んでまいります。

○矢口委員長 ただいまの説明につきまして質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。第39回土浦市健康まつりについて説明をお願いいたします。

○佐藤健康増進課長 第39回土浦市健康まつりについて御案内をさせていただきます。市民の健康づくりのための普及啓発の機会として今年度もイオンモール土浦を会

場にお借りしまして、6月29日土曜日と30日日曜日に開催いたします。相談、測定体験販売など様々なコーナーを設けて多くの方に楽しく、美味しく、健康づくりを学んでいただけるよう現在準備を進めております。委員の皆様には御都合がよろしければ、メイン開催日の30日日曜日に会場の御案内をさせていただき御用意をいたしておりますので、御都合がおつきになりましたら、午前11時、1階のさくら広場にお越しいただきますようお願いいたします。

○矢口委員長 以上で提出された資料の説明は終了しました。そのほか何か執行部からございますでしょうか。

○坂本社会福祉課長 先ほどの福田委員からの御質問の住宅扶助費を受けている世帯、こちらの割合の関係なのですが、資料がございましたので、御説明させていただきます。令和元年から令和5年まで、こちらの住宅扶助費を受けている世帯数の平均が1,224世帯、こちらのほう令和6年度にこちらの数字に伸び率を掛けますと、令和6年度は約1,300世帯が住宅扶助費の補助、保護費を受けているという世帯になりますので、現在生活保護を受けている世帯が約1,500世帯ありますので、80後半から90%、こちらの生活保護者が住宅扶助の保護費を受け取っているということになります。

○矢口委員長 ほかにはございますか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 委員の皆様からは何かございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、保健福祉部の皆様は御退席いただいて結構です。お疲れ様でした。執行部の入替えをします。

(執行部入替え)

○矢口委員長 続けてまいります。協議に入る前に新年度最初の委員会になりますので、自己紹介を行いたいと思います。では、委員長から順にまいります。委員長の矢口でございます。引き続きよろしく願いいたします。

○田中副委員長 副委員長の田中でございます。よろしく願いいたします。

○吉田(千)委員 吉田でございます。よろしく願いいたします。

○鈴木委員 鈴木です。よろしく願いいたします。

○勝田委員 勝田でございます。よろしく願いいたします。

○福田委員 福田です。よろしく願いいたします。

○平岡委員 平岡でございます。よろしく願いいたします。

○根本委員 根本でございます。よろしく願いいたします。

○真家こども未来部長 こども未来部長の真家と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○中川こども政策課長 こども政策課の中川でございます。よろしくお願いいたします。

○直井こども包括支援課長 こども包括支援課の直井です。よろしくお願いいたします。

○野中保育課長 保育課の野中です。どうぞよろしくお願いいたします。

○矢口委員長 それでは、こども未来部の案件について協議を行います。議案関係になります。資料はサイドブックのこども未来部をお開きください。家庭的保育事業等設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）について執行部より説明願います。

○野中保育課長 こども未来部の資料①-1を御覧いただければと思います。土浦市家庭的保育事業等設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案について御説明させていただきます。こちらの条例改正の背景になりますが、国の異次元の少子化対策の実現に向けて策定されましたこども未来戦略において、今後3年間の集中的に取り組むべき施策の一つとして制度発足以来、75年間に1度も改正されてこなかった保育所等の職員配置基準の改善を図るものでございます。全ての保育施設が対象となりまして、保育所及び認定こども園は県の条例で、家庭的保育施設のみ市の条例での対応となります。それでは、1番の主な改正の理由ですが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和6年4月1日より施行されました。これに基づきまして家庭的保育事業等設備及び運営に関する基準の一部が改正され、保育所等における満3歳児及び満4歳児以上児の職員配置の最低基準が見直されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。つぎに、2番の改正の内容ですが、保育所等について満3歳児以上、満4歳児未満の児童、おおむね20人につき1人以上の職員を置くとしていたものを、おおむね15人につき1人以上とするに改め、満4歳以上の児童、概ね30人につき1人以上の職員を置くとしていたものを、おおむね25人につき1人以上とするに改められたことに伴いまして家庭的保育事業等の施設についても同じように改正するものでございます。また、付則におきまして当分の間、なお従前の例によることができるとする経過措置を設けます。3番の施行日につきましては、公布の日から施行するものといたします。4番の添付書類につきましては、こちらの条例改正の詳細について、資料の別添のほう①-2で改正案文、資料①-3で新旧対照表を載せておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして委員の皆様から質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。児童手当支給事業の補正予算(案)について執行部より説明願います。

○中川こども政策課長 資料は②をお開きいただけますでしょうか。一般会計補正予算(案)(児童手当支給事業)につきまして御説明いたします。補正の理由でございますが、御案内のとおり令和5年12月に閣議決定しました、こども未来戦略で示されました児童手当の抜本的拡充方針に基づく制度改正が本年の10月に予定されております。つきましては、制度改正に伴う支給事務を適正かつ円滑に行う必要があるため、今回支給期間を延長となります高校生年代までの児童を養育する世帯に対する周知等に係る事務経費につきまして、増額補正をするものでございます。また、事務経費につきましては国の補助対象が見込まれますことから、当初予算で計上しておりました事務経費についても財源更正を行うものです。今回の事業の内容でございます。制度改正の対象となります0歳から高校生年代までのお子さんのいる全世帯、約1万1,000世帯に対しまして郵送により周知及び申請勧奨を行います。今回の制度の改正の内容でございますけれども、3番にありますとおり一つ目が、支給期間が中学生までから高校生年代までと延長となります。二つ目としまして所得制限を撤廃し、全員に支給されます。三つ目としまして第3子以降の支給額が3万円に引き上げられます。また、この第3子判定につきましては、第1子を従来の高中生年代から22歳年度末までのお子さんに引き上げとなります。このようなことから、これまでの支給対象になっていない世帯もでございますことから、申請の漏れがないよう周知に努めてまいります。3番の補正予算ですけれども、民生費、児童手当費の役務費としまして、銀行振込手数料としまして137万5,000円。委託料につきましては、電算委託料としまして112万1,000円の合計249万6,000円を増額し、補正後の予算額359万6,000円とします。この経費につきましては、先ほど申し上げたとおり国の補助が10分の10が対象となります。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 以上で提出された資料の説明は終了しました。執行部からほかに何かございますか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 委員の皆さんからはいかがですか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、こども未来部の皆様は御退席いただいて結構です。お疲れ様でした。執行部の入替えをします。

(執行部入替え)

○矢口委員長 それでは、行政経営課の案件について協議を行います。資料は、土浦市公共施設再編・再配置計画等についてのフォルダーをお開きください。それでは、お願いいたします。

○天貝行政経営課長 資料につきましては資料の①になります。公共施設再編・再配置計画関連の進捗状況につきまして4点ほどございますので、報告させていただきたいと思います。令和37年における施設の総量30%削減を目指すための計画を策定している中で、早急に検討が必要な10施設については御案内のとおり閉館や統合などの方針を示したほか、残りの178施設について今後、類型別、地区別に配置方針の検討を行いまして、令和7年度に計画を策定すべく現在作業を進めているところでございます。この件につきまして市民説明会及び市民アンケートを実施した結果を1番に記したもので、(1)の市民説明会については4月に各地区に分けて4回実施いたしました。参加者は合計で70名ございまして、大きな反対意見についてはございませんでしたが、施設配置については地域バランスに配慮して欲しいという意見や、進捗状況を細めに知らせて欲しい、又は上大津公民館と支所の複合化は住民の意見を反映して欲しいなどの御意見をいただいていたところでございます。(2)の市民アンケートにつきましては、3月から4月にかけて3,000名の各年代の市民を対象に類型別の方向性の素案の内容に対するアンケート調査を行った結果、676件、22.5%の回答がございました。その結果、4分の3、75%になる方がこの方向で進めて良いという回答、さらに、一部修正の上進めて良いが10%ほどございましたので、大方賛成の方が約85%を占めるという結果になりました。このアンケート結果を別添資料にまとめてフォルダ内に登載しておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。つぎに、2点目、2番の児童発達支援センターの整備場所についてです。上高津の療育支援センターと保健センター内のことばの教室及び早期療育相談の3施設については、再編・再配置計画の中で同一建物に集約した児童発達支援センター、こちらを整備する方針を定めたことから、その整備場所の選定基準や比較項目を整理した上で整備場所の検討を行いました。2ページをお願いいたします。その選定基準は囲みの中に記載の四つの項目で、①が必要な面積が確保できる広さがあること。②立地は利用権益を踏まえた位置で、交通面で利用者が通所しやすい場所が望ましいこと。③機能は周辺施設との連携によるサービス向上が期待できること。④は財源を含めた費用面であります。これらの選定基準を踏まえまして、私有財産である矢印の下のA旧東崎保育所跡地、B廃館が決定した生涯学習館、勤労青少年ホーム用地、C旧第一給食センター跡地の3か所を候補地として挙げたところです。そして、先日内部会議であります再編・再配置検討会において比較検討を行ったところです。

そちらにつきましては別資料になりまして、資料の③をお開きいただきたいと存じます。A、B、Cの候補地を表の左側の四つの項目により比較したものでございまして、①広さにつきましては建物の延べ床面積が650平米が必要となるほか、園庭や駐車場用地も考慮しますと、3000平米弱の確保が望ましいところでありまして、駐車場を別途確保する必要がありますけれども、B、Cにつきましては面積が確保でき、かつ送迎バスの乗り入れが可能となります。②の立地については水色の部分ですけれども、位置の面でBは土浦幼稚園の隣接地でありますので、当該幼稚園との併用通園が容易であること。その下、緑色の交通の面で道路状況を考えますと、Bに優位性があるというものであります。③機能について、Bは土浦幼稚園との交流や土小、一中との連携が期待できます。また、Cは下高津小との連携が期待できるというものです。④費用については、Aは既存の建物を改修して使用できることから事業費が最も低く、Bについては既存建物の解体費用がかさみ事業費が最も高く見込まれます。Cも既存建物の解体費用がかさむ見込みというものです。一方で、3案とも国の交付金が見込め、中でもAとBは国の財政措置を最大限活用すると実質負担額が大きく圧縮できますので、既存建物の解体費の圧縮という点でもBに優位性があるというふうに考えてございます。これらのことから総合的に判断した結果、Bの生涯学習館、勤労青少年ホーム用地が最も適しているとの判断に至ったものであります。これにつきましては、7月開催予定の外部委員による再編・再配置計画策定委員会で正式に選定するという運びとなります。そちらの資料閉じていただきまして、資料①にお戻りいただきたいと思っております。つぎに、3点目になります。3番の五中地区における公共施設再編の進め方についてです。御案内のとおり上大津支所が6年度末をもって閉館し、上大津公民館との複合化の検討を行うこととなったことから、五中地区内全体の関連施設、こちらを含めた検討を行ってまいります。その対象となる関連施設は(1)の表の下段の老人福祉センター湖畔荘と神立地区コミュニティセンターでありまして、検討する内容は(2)に記してるように、各施設における①の各機能の利用状況や人口推移などから今後求められる機能を予測した上で、②の施設の必要量を検討してまいります。そして、上大津公民館の具体的な複合化をコスト等を踏まえまして年内に方針をまとめたいと考えております。次のページの3ページをお願いいたします。方針の決定に当たりましては地域住民の意向取り入れる必要があると考えていることから、五中地区の方々と意見交換会を開催しながら慎重に進めてまいりたいと考えております。参加者につきましては五中地区の地区長のほか人数制限はございますけれども、参加を希望する地域住民の方を予定しておりまして、記載の時期に3回程度開催して合意形成を図ってまいりたいという考えでございまして、つぎに、4点目です。4番の公共施設包括管理についてでございます。3月定例会の際にも御案内してございます

けれども、その後、対象業務の追加や包括事業者を対象としたサウンディング調査を行いましたので、御報告するものでございます。まず公共施設の包括管理の概要を改めて御説明をさせていただきたいと思っております。図の左側の図ですけれども、そちらに示したように、これまではそれぞれの施設の所管課が施設管理に関する様々な業務を個々に委託しておりました。これを右図のように取りまとめ課が一括して包括管理事業者に委託を行い、包括事業者が一括して公共施設を管理するというものです。なお、左の図の各課が発注していた公共施設、例えば清掃業務や修繕業務については、これは図では業務1-1から6に現れるというものですけれども、これは今後包括事業者が発注することになりまして、これまでどおり地元事業者に積極的に発注するよう努めるというものであります。この取組によりまして市の事務負担が軽減されるとともに、包括管理事業者の技術者が各施設を巡回点検する中で応急修繕を行うほか、これまでは事後修繕の対応をとっていたものを、今後は予防保全に切り替えることにより施設の質の向上と安全性の向上が図られるものです。(1) 対象施設につきましては当初小中学校と地区公民館を予定しておりましたが、事業者とのサウンディング調査を行った結果、学校と児童クラブは同じ敷地内にありますので、効率化の観点から児童クラブを追加いたしまして合計48施設を対象とするものでございます。(2) 包括管理事業者に委託する具体的な業務は、例えば消防設備点検業務委託や施設の清掃委託など、それから、②の1件130万未満の小規模な修繕業務でありまして、規模の大きな修繕や改修につきましてはこれまでどおり市が直接発注するということになります。それから、③の巡回点検業務は技術者が定期的に巡回、点検を行い、その際に簡単な不具合が見つければ、手持ち工具で無償で修繕対応をしてもらいます。米印に記載の事業者による追加サービスとは、例えばインターネット上に各施設の劣化状況や修繕履歴、不具合箇所の写真をアップすることによりまして市側の関係者も情報共有できるというものです。それから、独自のノウハウの提案というのは不具合箇所の修繕に優先順位をつけて修繕プランを提案してもらえますので、施設の安全性の向上のほか費用の平準化を図ることが可能となります。つづいて、(3)の包括事業者向けのサウンディング調査の結果につきましては、予定しているプロポーザル選定での公募条件を整理するための意見交換を行いました。参加されたのは4業者でございまして、業者名は公開できないこととなっておりますので、数だけの御報告になります。意見交換の内容につきましては、別添の資料にまとめておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。次のページをお願いいたします。(4) 市内事業者向けの説明会につきましては、この新たな取組において包括管理事業者が入ることによりまして、これまで業務を受注してきた市内事業者の方々が不安を抱くことが想定されますので、その不安を払拭するために、この事業の仕組みについて説明するものです。日

時は7月20日を予定しております、過去3年間に対象施設の対象業務を受注した業者142社、それから、対象業務の市内の登録業者181社、合計241社に案内し、実施するというものであります。最後に、(5)の今後のスケジュールです。本年9月定例会におきまして包括管理の事業期間を5年間と予定しておりますので、その間の事業費の債務負担行為設定の補正予算を議案として提出させていただきますので、よろしくお願ひしたいと存じます。そして、公募型プロポーザルを経て新年度から業務を開始していくというスケジュールでございます。

○矢口委員長 ただ今の件について皆様から質問等ございますか。

○福田委員 生涯学習館、元凶書館は3.11以降に耐震検査はやられているのですか。その結果はどういうふうな結果が出ているのでしょうか。分かる範囲で願ひします。

○天貝行政経営課長 耐震診断につきましては3.11の前である平成22年に実施しております、昨年、令和5年の2月頃に診断を行った事業者に問合せを行いました。その結果、経年していますので、一般的には3%ほど耐震の数値が悪くなっていくよということで、上がることはない、もう一度耐震診断をやる必要はないよというような回答をいただいております。

○福田委員 3%というのはどういう意味ですか。

○天貝行政経営課長 耐震診断を行って、その結果が数値として出ているわけですが、経年の劣化によりまして平成22年から令和5年の間には約3%ほど数値が悪化しているだろうというようなお話でございました。

○勝田委員 幾つかあります。まず公共施設包括管理の件なのですが、これを見ますと効率的にはよく分かるわけなのですが、課長がおっしゃったとおり今までやってきた業者さんがどのような形態になるのか不安を感じるのではないかとということで、説明会をしますよということです。これは包括管理の元を受注された業者さんのほうが130万未満の施設修繕などいろいろなものを全部総合的にやっていくのしょうけれど、その一社が全て自社で賄えるということはある得ないと思うので、いろいろな業者がその下で業務をやってくるようになると思うのですが、今まで市が発注していたものに関しては透明性、公平性というのはもちろん行政だから担保されてるといのはよく分かります。しかし、一括発注した先がどのように実際に業務をしていたか業者さんを選定していくんだといった中で、選定される業者側にとってはかなりの大問題になるというふうに懸念するのではないかと思います。その辺りの発注、恣意的に特定業者だけに発注されても困りますし、その辺りの選定の透明性といひますか、あるいは5年間任せるわけですが、その辺りの市の監督の在り方といひますか、そういったことをどのように考えていますか。実際かなりの力を持つようになると思いま

す。一括で請け負うわけですから。それが悪いということではなくて、それが公平、透明にできる担保をどういうふうに取っていくのかということを知りたいのですが。

○天貝行政経営課長 勝田委員のおっしゃることは御最もでございまして、我々もそういうことがないように今後進めていきたいと考えております。先進地がありますので、先進地の状況を見てみますと仕様書でその辺を縛っていく、つまり地元事業者を積極的に活用することやプロポーザルの選定基準においてそういう項目を加えたりというところで、なるべく地元事業者の良い仕事がいくような仕組みができていくのだらうと思います。また、透明性につきましては、モニタリングを行うということで仕様書でうたっていくつもりでおりますので、その中で透明性が確保できているかどうかを確認していきたいと。それに違反する場合は、ペナルティがあるよというような仕様書を作っている先進地がございまして、その辺りを参考にして進めていきたいと考えております。

○勝田委員 今まで行政のほうでやってらした公平性とか、不満を受ける側の業者さんが一部に偏るのではないかと、そういう不満とかというものを、地元をなるべく優先するとか、いろいろ行政が今までその入札とか業務発注に関して知恵を出して一生懸命されてきたものを一括で投げてしまうということは、先方もそれ同様のやはり大変さが出てくるわけなのだけれども、申し上げたような行政にとって民間に投げて効率的にやってもらうから、もうそっちにお願いしますということではなくて、その割り振りといいますか、業者さんにとっても死活問題なわけですから。その辺りをどうやって本当にやっていくんだというのは、できれば委託した後も管理を行政のほうで知っていただくシステムを常に作っていかないと、やはり不平不満が発注元である行政のほうに来るようになると思います。懸念の話で、なりますよ多分。その辺りというのを委託したからということではなくて、ずっと継続的にといいますか、見ていただく。これは個人の感覚ですけど、最初にこういうシステムを新しく作って、これ自体悪いとは私よく分からないので言えないのですが、最初こう投げたということではなくて、その受けていただいた業者さん、元請さんと一緒に伴走型で様子を見ていくぐらいの感じにさせていただかないと、なかなか不安が払拭されづらいような気がするので、その辺りよろしく申し上げます。意見です。

○鈴木委員 今の話に関連してくるのですが、サウンディングに4社参加してますね。そうすると、実際にこの選定になった時も指名プロポでやるのだけれども、この4社以外の参入要素はない入札なのですか。

○天貝行政経営課長 サウンディングは4社でございましたけれども、プロポーザルについては広く公募いたしますので、4社には限らないということでございます。

○勝田委員 地元の話なので少し聞かせてください。上大津支所が閉館になるというのは分かりました。一方で公民館等を併設しようかというような検討をこれからされるということですが、どうしてもタイムラグというか、閉館はもう決まってしまうのだけれど、いつから公民館にどういった形で一緒にするのはまだ明確ではないので。閉まった後にすぐ明日から行こうというわけにいかないと思います。多分そうですね。1回閉めて。それとは別に、今度公民館のほうは計画を立てていって、できたらそちらと一緒にするかどうかというのを含めて決めると思います。そうすると、ある一定期間支所が無くなる期間が出てくると思います。ただとはいえ、実際にどのぐらい利用されているのですかということを知ると、数としてはかなり少ないということもあって閉鎖するのだと思うのですが。今はコンビニ交付などもありますけれど、当時どうすれば良いのですかと聞いたら、コンビニもありますと言われたわけです。ところが、手野と田村にはコンビニがないのですね。1店舗も。悲しいことに無くなりまして、セブンイレブンもですね。現状そんなに利用がないのであれば、その辺りはその地域の御理解も得られるような気はするのですが、そういうタイムラグが出るので不安がある方もいるのかなと思いますので、周知のほうをよろしく願います。

○天貝行政経営課長 今、勝田委員がおっしゃったように支所機能をどうするんだということ、先ほどお話ありましたコンビニが前は近くにあったわけですがけれども、閉店になってしまっているという状況もございますので、現在の支所機能の中でどういう機能がどのぐらいの使われ方をしているんだというのが、調査しますと明らかになってきますので、その量が多いものについては案ですがけれども、現在の上大津公民館に一度機能移転して、そこで例えばやるなど。実際に工事が終わるまではそこできるといった形で。暫定にはなりますけれども。時期については今年度末で支所が閉館ということになりますので、来年度頭から支所機能の一部でも賄えるような方向で考えてございます。その辺についても広報をしっかりしていきたいと思いますので、よろしく願います。

○吉田委員 児童発達支援センター整備場所の選定ということで先ほど説明があったとおりで、一応確認でございますが、Bの生涯学習館、勤労青少年ホーム用地、ここが一番ベストという考え方ですよということを説明いただいたのかなと思います。このことは、まだ閉館に向けての説明は生涯学習課がされておられますが、この辺はまだその方々はまだ知り得てないお話なのではないでしょうか。そこだけちょっと確認をしておきたいなと思います。

○天貝行政経営課長 今、吉田委員がおっしゃったように、まだ市民の方には公表しておりません。まだ内部決定した段階ですので、この事前委員会で3委員会に説明に

回らせていただいて、その後の7月の策定委員会で正式に決定していくと。今の段階では案ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○矢口委員長 私からも1点、今の件にちょっと関連して。この場所の選定ではB案に至ったところの部分です。費用の部分だけ見ると、三つのうち2番目ということですが、そこの説明のところ、現状のこの建物が先ほどから出ているその耐震の部分を満たしてないということ、いずれ解体をしなければいけない。であれば、国の補助金も上手に使って解体もできるからという意味で、ここもメリットがあるというふうな考え方で良いのでしょうか。

○天貝行政経営課長 委員長おっしゃるとおり、Bの生涯学習館とホームの建物を解体するには概算見積ですけれども、4億4,000万ほど掛かる予定です。Cの給食センターにつきましては、1億5,000万ほど掛かるだろうという見込みになっております。そういう中で多額の費用が掛かる解体ですけれども、AとBについては先ほど申し上げましたけれども、有利な補助金が見込まれておりますので、そういったものを活用すれば、またそれも優位性として認められるというふうに判断したところでございます。

○勝田委員 説明されたかもしれないので、その時はごめんなさい。このA、B、Cと三つありましたね。それは分かりました。ちなみに、この三つだけで検討したということですか。選択肢としてはもっとあったのですか。

○天貝行政経営課長 位置的なところから発達支援センターには全市内から通所される方がいるというふうに思っておりますので、位置的なものからすると、市の中央部が一番良いのではないかとこのところ、先ほどちょっと申し上げましたけれども、通所しやすい道路環境などそういったことを考えると、この3案を候補地として挙げたということです。ほかの施設については、内部の検討会議の中では候補に挙げてございません。一応、事務局レベルでA、B、Cの3案が良いのではないかとこのところ候補に上げたというものでございます。

○勝田委員 宍塚小学校の跡にできましたよね。この前見学させていただいて、確かに市の外れのほうですし、環境としてはどちらかというところ郊外ですけど、本当にすばらしい環境の所で良かったなと思ひました。そういった意味で、本当にこれも単なる意見なのですが、小学校跡地で市の真ん中ではないかもしれないけれども、幾つも見えそうなおところもあるというふうに私は感じております。上大津西小学校もそうですし、菅谷小はすぐにはならないですが。あるいは、新治にも小学校がたくさんあるわけですから。そういったものも検討されたのかなというふうなつもりで聞いたわけなのですが。これは意見です。

○田中副委員長 この前聞き忘れてしまったので、このBのところにした時に6,300平米あるのですが、これは全部使うような形で考えているのでしょうか。

○天貝行政経営課長 確かに6,300平米ということで、最低限必要な先ほど申し上げた3,000平米弱というところにするのと倍ぐらいの広さがありますので、児童発達支援センターについてはこちらに整備を考えておりますが、そのほかの活用については、ほかの側面も今後考慮していくことになろうかと思えます。執行部の中で何か案があれば、そういうことも検討していくことになろうかと思えます。

○矢口委員長 そのほか執行部からございませんか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 皆さんからはいかがですか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、以上で文教厚生委員会を閉会いたします。